令和元年度第1回 札幌市屋外広告物審議会

会 議 録

日 時:2020年2月5日(水)午後2時開会 場 所:札幌すみれホテル 4階 コスモス

1. 開 会

○事務局(小林道路管理課長) それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和元 年度第1回屋外広告物審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありが とうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます建設局総務部道路管理課長の小林と申 します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議ですが、都合によりまして、北海道大学の野村委員、北海道建設部の 角原委員、協同組合北海道ネオン電気工業会の朝倉委員が欠席となっております。当審議 会の委員数15名のうち、12名の委員の方々が出席されております。札幌市屋外広告物 条例施行規則第30条第3項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立 していることをご報告させていただきます。

2. 総務部長挨拶

- ○事務局(小林道路管理課長) それでは、本日の開催に当たりまして、札幌市建設局総務部長の蓮実からご挨拶を申し上げます。
- ○蓮実総務部長 総務部長の蓮実と申します。

改めまして、本日は、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

審議会の委員の先生方には、日ごろから屋外広告物の行政全般に対しましてご理解、ご協力いただいておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、昨年度ですが、本審議会におきまして、2回にわたって屋外広告物条例の改正についてご審議いただきました。無事、議会において可決いただきまして、既に施行となっております。また今年、夏の東京オリンピック・パラリンピックでは、サッカーはもともとありましたが、マラソンと競歩が文字どおり降ってまいりまして、やはり、オリンピックですので屋外広告物の類が非常に出る予定になっております。札幌をアピールできる絶好の機会だと思っておりますので、安全性はもとより、景観にも配慮しつつ運用していただくよう、組織委員会とも調整して適切な運用に努めてまいりたいと思っています。

さて、今日は、資料にありますとおり、北海道旅客鉄道株式会社の列車の車体に表示または設置できる広告物の基準改正案につきまして札幌市から説明させていただきます。ぜひ、活発なご議論をいただいて、実のある審議会にしていただきますよう切に願いまして、簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

◎委員·事務局職員紹介

○事務局(小林道路管理課長) さて、今回の審議会ですが、委員の改選を行ってから初めての審議会となってございます。委員名簿は配付させていただいておりますが、まず、

議題に入ります前に各委員の方々と事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。 まず、私どもから向かって左のテーブルにお座りの渡部委員から時計回りで、それぞれ 自己紹介をお願いしたいと思います。

○渡部委員 こんにちは。

公益社団法人日本サインデザイン協会から参りました渡部と申します。よろしくお願い いたします。

○原口委員 皆さん、初めまして。

札幌広告美術協会の理事長を仰せつかっています原口でございます。本日は、よろしく お願いいたします。

- ○小林委員 株式会社電通北海道という広告代理店に勤務しております小林と申します。 社では、OOHメディアを扱う部署に所属してございます。本日は、よろしくお願いい たします。
- ○外﨑委員 いつも大変お世話になっております。

北海道開発局札幌開発建設部の調査官の外崎と言います。

私は、屋外のうち、国道の路上広告物占用の許可を担当しております。どうぞよろしく お願いいたします。

- ○水落委員 札幌商工会議所の水落と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○堀田委員 佳総合設計室の堀田と申します。

建築の設計事務所を営んでおります。よろしくお願いいたします。

- ○飯塚委員 JR琴似駅の近くでレッドベリースタジオという小さなスペースを運営しております。ほかに、札幌演劇シーズンと言いまして、夏と冬に1カ月ずつ演劇の催しがありますが、市も含めて入っていただいているその実行委員会の事務局長をしております飯塚と申します。
- ○大萱委員 大萱と申します。

今まで会長をさせていただいていました。よろしくお願いいたします。

- ○上遠野委員 札幌市立大学デザイン学部から来ました上遠野です。 雪まつりで駐車場が見つからず、遅くなり、皆さんをお待たせして、すいませんでした。 よろしくお願いいたします。
- ○新貝委員 新貝建築事務所の新貝と申します。

建築の設計をやっております。2期目になりますので、よろしくお願いいたします。

○林委員 株式会社《a》の林と申します。

もとは札幌テレビにおりまして、放送関連のプロモーションをしておりましたが、今の 会社では海外向けの北海道の観光プロモーションなどを発信しております。よろしくお願 いします。

○古谷委員 デザインコーディネートをしておりますプラス・エスの古谷と申します。よ ろしくお願いいたします。

- ○事務局(小林道路管理課長) ありがとうございました。 引き続きまして、本市事務局の職員を紹介させていただきます。 まず、道路管理課広告物対策担当係長の鎌田でございます。
- ○事務局(鎌田広告物対策担当係長) 鎌田と申します。 昨年は、条例改正の関係で、皆様には大変お世話になりました。今年もよろしくお願い いたします。
- ○事務局(小林道路管理課長) 同じく、広告物対策担当の北岡でございます。
- ○事務局(北岡広告物対策担当職員) 北岡です。昨年同様に、よろしくお願いいたします。
- ○事務局(小林道路管理課長) 以上で、委員の方々と事務局職員の紹介を終わります。

◎資料確認等

○事務局(小林道路管理課長) 次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。 まず、本日の資料につきましては、各委員の方々には事前に送付させていただいております。

今、お手元にない方がいらっしゃれば、お声をかけてください。

続きまして、当会議の公開・非公開について話をさせていただきたいと思います。

まずは、会議と会議録の公開についてでございます。

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱、札幌市情報公開条例の規定に基づきまして、会議とその議事録は原則公開となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

3. 会長及び副会長の選任

○事務局(小林道路管理課長) 次に、次第の3番目になりますが、会長及び副会長の選任でございます。

札幌市屋外広告物条例施行規則第29条におきまして、審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出することとなっております。

どなたか、立候補あるいはご推薦はございますでしょうか。

- ○大萱委員 林委員を会長にご推薦したいと思います。
- ○事務局(小林道路管理課長) 今、大萱委員から、会長につきましては林委員とのご推薦をいただきました。

副会長のご推薦あるいは立候補される方はいらっしゃいますか。

○上遠野委員 前期に副会長をやっておりましたが、今年度末をもって市立大学を定年になりますので、作家活動に専念させていただいて、次の委員は本学の若手教員を入れたいと思っています。

そこで、副会長は古谷委員にお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局(小林道路管理課長) ただいま、上遠野委員から、副会長は古谷委員にとのご 推薦をいただきました。

今ご推薦いただきましたとおり、会長には林委員に、副会長には古谷委員にということ でご承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(小林道路管理課長) ありがとうございます。

では、会長を林委員に、副会長を古谷委員にお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、会長、副会長は所定の席へお移り願いたいと思います。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

- ○事務局(小林道路管理課長) それでは、林会長と古谷副会長に、それぞれご挨拶を頂戴したいと思います。
- ○林会長 こういう場に慣れておりませんので、突然の指名でちょっと慌てております。 今、映像関係とか広告の形がさまざまに変わってきている状況の中で、私は、ここでの 席では大萱親先生とか上遠野先生の次に長いので、それで推薦されたと思います。

皆さんのお力を借りて、よい審議をして、札幌の街にとって広告がすばらしい働きをするというか、景観に配慮した美しい広告であり、経済活動に活発な良い影響を与えるような、そういうことのための施策に対してお力になれればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○古谷副会長 私も、多分、審議会の経験値が高いということで副会長に選任していただいたのだと思っております。

林会長のもと、足を引っ張らずに、この会議が少しでも円滑に進んでいけるように心が けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局(小林道路管理課長) どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については林会長にお願いしたいと思います。

林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○林会長 大萱先生の前でうまくやれるかどうかわかりませんけれども、大萱先生の名会 長ぶりに倣うように頑張りたいと思います。

4. 審査会委員の選任

○林会長 まず、審議に入る前に、この審議会は、屋外広告に関わる基準を変更したり、 新たに定めたりする場合に開催するということになっておりますが、真にやむを得ないこ とがある場合に特別に単件許可するような案件については、審議会の委員数名で組織する 審査会の会議で行えることになっております。また、専門の事項について審議を行うため の専門委員会も、同様に審議会の委員数名で組織することとなっております。

この審査会と専門委員会について、私もちょっと理解できていないところがありますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(鎌田広告物対策担当係長) それでは、私から、審査会及び専門委員会についてご説明させていただきます。

まず、審査会についてご説明いたします。

審査会は、条例第28条第5項に定められており、審議会の掌握事項の一部について審査会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

具体的には、許可の基準に適合しない広告物において、特にやむを得ない理由があると認められた場合に特例として許可を出すための審議と、条例、規則で定める適用除外広告物には当たらないのですが、周囲の環境と調和し、その表示が良好な景観または風致を維持する上で特に支障がないと認められるため、適用除外広告物と認定するための審議の二つの事例となっております。

なお、条例第32条により、審査会は会長及び会長が指名する委員数名により組織し、 会長が招集することと定められております。

続きまして、専門委員会についてご説明いたします。

専門委員会は、条例第28条第4項に定められており、専門の事項を調査審議するため に必要がある場合に設置することができます。

こちらは、過去に、景観保全型広告整備地区に係る審議の際に専門委員会を設置した事例がございます。

専門委員会も会長が指名する委員により組織されますが、審査会とは異なり、こちらは、 委員の互選により委員長を選出し、委員長が招集することとなっております。

以上で、審査会と専門委員会の説明を終わります。

○林会長 ありがとうございました。

今回、審査会について会長が指名する委員ということですが、今回、突然の会長の指名ですので、審査会の委員につきましては、後日、私のほうから指名させていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

また、専門委員会についても、専門の事項を調査審議するための必要があるときという 説明でございますので、そのような議題が発生した際に改めて指名させていただくことに なると思います。

いずれにしても、事務局と一体となりながら、速やかに作業を進めさせていただきたい と思います。

5. 議事

○林会長 それでは、皆さんもお忙しいと思いますので、審議の議題に移りたいと思います。

審議事項のJR車体利用広告における第三者広告設置基準の緩和についてですが、まずは、今回の審議に至った経緯について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(鎌田広告物対策担当係長) それでは、私から説明させていただきます。

事前にお配りしております資料をご覧ください。

1 枚目の J R 車体利用広告における第三者広告設置基準の緩和についてというものでございます。

まず、1として、JR車体利用広告の第三者広告の設置基準についてとなっております。 札幌市屋外広告物条例は、平成11年4月に全部改正を行っております。その前も条例 自体はありましたが、そのときは、JRの車体広告につきましては想定していないという ことで、どのような広告物について認めるとか認めないとか、そういうものがきちんと定 められていなかった状態になっております。そこで、平成11年4月に全面改正をすると きに、当時の審議会の委員にご審議をいただきまして、JRの沿線上には広告物を設置し てはならない、ただし、JR自身が出される自家用の広告物については認めましょうとい うことを審議会で定めました。それが平成11年4月の屋外広告物条例の全部改正で、自 家用広告はいいのですが、第三者広告の掲出は認めずというものになります。

次に、平成14年4月からのものになりますが、こちらは、当時、JR北海道から、やはり、今回のように第三者広告の掲出について少し認めていただきたいという要望がございました。そこで、平成14年1月に、この審議会での審議を経て、車体の両側面にそれぞれ2個以内、1個当たり0.7平米以下の広告物の設置のみ第三者広告を認める、そのようになっております。

そして、今回の要望ですが、矢印の下にあるとおり、車体両側面にそれぞれ6個以内で、 1個当たり縦0.99メートル、横0.66メートル以下の第三者広告の掲出を認めてい ただきたいといったものであります。

この具体的な要望書は4枚目にございますので、参考にご確認ください。

設置基準の緩和内容というところになっております。「札幌市屋外広告物条例に基づく 車体利用広告の設置基準の緩和について依頼」というタイトルのもので、下のほうに、設 置基準の緩和内容ということで依頼の具体的な内容が書かれております。読み上げますと、 JR車両の両側部を利用する広告物等の掲出意匠サイズは縦0.99メートル以下、横0. 66メートル以下とし、1車両当たりの広告物の掲出数は左右それぞれ6個以内であるこ と、こちらが要望の具体的な内容になっております。

最初に読み上げました用紙に戻りまして、2番の要望理由のところになります。

要望理由については、経営改善のために広告の売り上げを拡大したいということでございます。これについて、JRの状況をもう少し詳しく聴取いたしまして、その内容が3番にございます。

まず、今回の第三者広告ですが、エアポートの車両への掲出を想定されているものでございます。

次に、現在の基準ではなかなか広告物を出してもらえないのが現状です。 0. 7平米の ものが1車両に片面2個の状況なので、JRでは広告掲出の機会を増やしたいと考えてい らっしゃいます。 今回、JRの方が傍聴席にいらっしゃっておりますが、あくまで傍聴者でございますので、その旨、ご了承いただきたいと思います。

JRの方が実際に来ていらっしゃるのにこんなことを言うのもちょっと失礼かもしれませんが、JRも、昨年10月に運賃を値上げされたり、数日前の記事では、桑園の本社横にビルを建設しようとしていましたけれども、社外からの批判などで建設を断念されたり、経営改善のために何かと努力をされているところでございまして、その一環としてこのような要望が上がってきているものと思います。

次は、JRからの依頼文のほかに、実際の車体にデザインされたカラーのものがございますので、こちらの図面をご覧ください。

エアポート車両には、横に緑もしくは青いラインが入っております。この緑または青いラインですが、これ自体、ラッピングフイルムになっておりまして、それを剝がして広告を掲出するようなことはJRの車両部から止められているということで、真ん中の緑もしくは青いラインに影響が出ないようなポスター型の広告掲出を想定しているということでした。こちらの図を見ていただきますと、JRの1車両のちょうどドアと窓の間に少しスペースがございますので、現時点ではそういったところにポスター型の広告などを貼られることを想定されているようです。

なお、青いラインのUシートについては、ドアと窓の間のスペースが小さいので、こちらへの広告掲出は現在のところ考えていらっしゃらないようです。

次に、縦0.99メートル、横0.66メートルという具体的な数値が出てきておりますが、こちらはJR北海道で定めている広告物の大きさの基準ということで、今回、具体的な数値として要望に出されてきたものです。

最後に、全面ラッピングについては、実際の需要や費用、また、準備期間が相当かかる ことなどの事情によって、自家用広告物以外で実施することがないため、要望には入れて いないということでございます。

それでは、次に参ります。

4は、平成14年に第三者広告の一部掲出を認めた理由について、審議会委員の意見を こちらにまとめて記載させていただきました。

そのときに出た意見としては、大きさを考えると走行中はほとんど視認できないと考えられること、もう一つは、北海道の条例では、車体利用広告自体、全てが適用除外となっているということで、これは、厳密に言いますと、北海道では、車体利用広告、JRなどに出す第三者広告を屋外広告物の対象としておりません。屋外広告物の対象ではないので、屋外広告物条例などの適用を受けないということで、少なくとも屋外広告物の観点から言うと自由に掲出することが可能ということです。北海道の条例では、屋外広告物の対象としてJRの車体広告を考えていないので、自由に掲出することが可能です。

次に、3は、京都市以外は線路内を禁止区域にしている都市がありませんでしたので、 当時の札幌市は基準が大分厳しかったということで、認めたという経緯がございます。 なお、現在は、京都市もJRの車体への広告物の掲出を可としております。 それでは、裏に移ります。

5でこのたびのJRからの要望に対する本市の見解を述べさせていただきます。

今回の要望基準においても、従来と同様に、走行中はほとんど視認できないと思われ、 景観の影響もほぼないのではないか、まずはそのように考えております。

次に、北海道の条例は、現在も車体利用広告自体を全て屋外広告物の対象外としております。適用除外と書いていますが、厳密に正しく言いますと、屋外広告物の対象外ということです。適用除外というのは、屋外広告物の対象ではあるけれども、許可申請などが不要という場合にこの言葉を使います。北海道の場合は、適用除外ではなくて、屋外広告物自体の対象ではないという解釈です。

北海道ではそのようになっているものですから、整合性という観点では、北海道では自由に出せるのに、札幌市になるとそれが非常に厳しくなってしまうということで、大きな開きがございます。

また、今回のJRの要望を認めた場合においても、本市のJRへの掲出許可基準は全国的に最も厳しい水準を維持しております。

最後にもう一点、今回のJRの要望を認めた場合においても、本市のバスや市電の一部 広告と比較して基準が緩いとは判断されない状態でございます。

全国での比較とか、本市のほかのバスや市電との比較とか、そういったものは別紙に表 を用意しておりますので、こちらについては後ほどご説明させていただきます。

これらの本市の見解から、このような要望に対して認められないという理由には当たらないのではないだろうか、本市としてはそのように考えております。

次に、6は、今回の要望に対する改正案です。

事務局案としていたしましては、JR側の要望を認めて設置基準の緩和を認めることと したいと考えております。

ただし、JR側で考えている広告基準の、縦0.99メートル、横0.66メートルについては、今後変わる可能性がございます。米印がありますが、実際に平成14年に一部緩和要望が出てきた際の広告サイズが縦0.85メートル、横0.75メートルだったものですから、JRのほうで基準が変わることで、その都度、こちらの制度を変えるのは大変なので、現行制度の0.7平米の数値をそのまま生かしてよいのではないかと考えております。

そこで、事務局案といたしましては、四角で囲ってある部分のとおり、車体両側面にそれぞれ6個以内、1個当たり0.7平米以下で認めることとしたいと考えております。

こちらにすることで、広告物のポスターの基準が変わっても制度としては変える必要がありません。それと同時に、0.99、0.66というポスター型以外にも、0.7平米であれば、もう少し可変的でデザイン性のあるポスターを掲出することができます。相乗効果としてデザインの自由度が増すことになりますので、それで認めることとしたいと考

えているところでございます。車体らしさを生かしたデザイン性のあるもの、ただし、掲出面積としては確かに増えます。ただ、車体に文字をいろいろ書いても、遠目からだったり動いている列車では実際に見えるものではありません。そこで、そういったものより、札幌市の車体全面広告ガイドラインというものがございますが、なるべく絵柄といいますか、アイキャッチになるような広告物にしてくださいというガイドラインを参考に、文字による表示を極力減らした車体広告らしいデザイン性のあるものになるよう、JRに対して自主的な取り組みを促したいと考えているところでございます。

それでは、右上に別紙1と書かれているものですが、本市のJR、バス、市電の第三者 広告における制度比較の表をご覧ください。

本市の車体利用広告(第三者広告)の制度比較(JR・バス・市電の側面部)というものです。

車体の側面積については、JRについてはエアポート、バスや市電については札幌市にある一般的なものではかっております。今、市電はポラリスとかシリウスがございますが、 実際に全面広告が出ているのは旧型の市電なので、その市電の面積に合わせて算出しているところでございます。

現行では、JRについては、それぞれの側面積に対して、片面で0.7平米×2個で1.4平米まで認められておりますが、車体の1側面に対する広告物の面積比が2.6%と非常に小さいものでございます。これを事務局案の0.7平米×6個にすると4.2平米になりまして、そうなると、現行では2.6%を占めていた広告物が7.7%にまでなります。

次に、バスで見ますと、バスの側面部は縦0.6メートル、横1.5メートルの広告物を2個まで設置することが可能でして、面積で言うと1.8平米になります。この1.8平米という面積は、バスの1側面積に対する広告の面積比では7.8%になります。ですから、改正後のIRの面積とほぼ同程度ということになります。

次に、市電ですと、側面積32.8平米のうち、側面部には縦0.6メートル、横1. 2メートルの広告物を2個まで出していいことになっておりまして、1.44平米ですから、面積比では4.4%となっております。

改正案後のJRとバスの広告比に比べると、市電の広告比はちょっと少ないものになっておりますが、市電自体は速度が遅く、また、都心部の決まった場所を走るもので景観への影響は大きいと考えておりますので、事務局としてはこの数値は妥当なものではないかと考えているところです。

さらに、参考として、全面広告、また、前後に広告を出せるか否かについて、下のほう にございます。

JRは、現在、全面広告を出せませんし、車体の前や後ろにも広告を出すことはできません。それに対して、バスや市電については、本市にデザインを出していただいて審査することで、全面広告を出すこともできますし、バスについては、後ろに縦0.45メート

ル、横0.6メートルの広告物を1個まで、縦0.2メートル、横1.2メートルの広告物を1個まで、合計2個出すことができます。市電も、前に、縦0.2メートル、横1.3メートルの広告を1個、後ろに縦0.2メートル、横1.3メートルの広告を1個出すことができますので、改正後も依然として1Rの第三者広告に対する規制は厳しいものと判断しております。

次に、別紙2をご覧ください。

政令市及び北海道・東京都のJR車体利用広告(第三者広告)の掲出基準です。

先ほど、北海道は、屋外広告物の対象外としているというお話をさせていただきました。 今回、政令市のほか、北海道と東京都について掲載させていただいておりますが、北海道 と同様に、屋外広告物の対象外としているところが何市かございます。具体的には、新潟 市、さいたま市、岡山市が屋外広告物の対象外としておりますので、こちらの3市、北海 道も含めると4団体については自由に掲出することができることになります。

次に、大阪市、堺市、福岡市につきましては、許可申請は必要ですが、基準は全くないというものです。基準が全くないので、小さいものから大きいものまで自由に掲出することができます。場合によっては、全面ラッピングをすることも可能です。しかし、大阪市、堺市、福岡市については、面積で屋外広告物の許可の料金をお支払いしていただいたりしておりますので、実際に幾らでも大きい広告物は出せますけれども、そのかわり、許可申請をする手数料は払ってくださいということになります。これは、屋外広告物の対象外としている都市とは異なる点でございます。

それでは、それ以外の都市について、上から見ていきます。

札幌市は、現行のものを事務局の改正案では0.7平米×左右各6個といたします。こちらは、1車両当たりの合計面積(側面部)とありますが、こちらは両側面の面積で算出しております。片面で4.2平米ですので、両側面だと8.4平米になります。

次に、仙台市は、1編成当たり合計40平米です。仙台市がほかの都市と異なるのは、ほかの都市は全て1車両当たりで考えているのに対して、仙台市だけ1編成当たりで考えている、ここが大きく異なる点でございます。ですから、編成の多い列車では、もし均等に出すとすると1両当たりの面積が小さくなってしまいます。

ただ、今回、札幌市がJRから要望をいただいている対象がエアポートですので、仙台市についても、同様に仙台空港から仙台駅まで入るアクセス線を想定して考えてみました。アクセス線は2両編成になっておりますので、もしこちらに広告物を出されたいということであれば、1編成で合計40平米ですので、単純に割り返すと1両当たりだと20平米まで掲出することが可能です。また、仙台市では、これを1両に全部まとめて出すことも可能になっております。つまり、例えば11車両の編成があるとして、先頭の1車両のみに全部の40平米を使い切ることも可能な制度になっております。

次に、川崎市は、代表的なJRの一部広告の基準ですが、1面積の10分の1となって おります。このように1面積の10分の1になっているのは、ほかに東京都、横浜市、相 模原市、熊本市などです。今回、エアポートの側面積を55平米と考えておりましたので、 同様に考えると両側面だと11平米まで出すことが可能です。

ただし、川崎市の場合は、一部広告で11平米まで出すこともできますし、また、自主的に審査をすることで全面ラッピングの広告を出すこともできます。それが右側の全面利用広告の欄になります。札幌市とか仙台市は×となっていますが、川崎市は、一部広告であれば自主審査をすることで11平米まで自由に全面広告を掲出することができる、そういう二つの基準を持っております。

次に、千葉市は、総面積の10分の3となっておりまして、車体の総面積を150平米 と仮定した場合は、両側面には大体45平米のものを出せるということになります。

次に、東京都は、1面積の10分の1で、川崎市の一部の基準と同じ11平米です。

横浜市は、同様に11平米ですが、審査をすることで全面利用広告を出せるというもの でございます。

次に、相模原市ですけれども、申しわけございませんが、資料の一部を訂正させてください。

4. 2平米または11平米とございますが、4. 2平米というのが、縦0. 6メートル ×横3メートルのものを左右1個、あと、後部にも1個出せることができますので、この 後部のものを足して4. 2平米としておりました。しかし、今回は、側面部に出せる面積 で比較しておりますので、側面部だけで言いますと、正しくは後部のものを除いた3. 6 平米になります。

相模原市の場合は、3.6平米出すことができますが、デザインを自主審査することによって1面積の10分の1まで出すことができますから、最大で11平米まで掲出することが可能でございます。

次に、静岡市、浜松市の2市は、基準は全く同様ですが、前後部にも出せるところを数値として入れてしまい、それぞれ1.3平米となっておりますけれども、側面部だけで言いますと1.1平米になりますので、こちらも訂正をお願いいたします。

側面部1.1平米だけですと、広告物を出せる面積としては非常に小さいことになりますが、実は、この2市については全面利用広告を自由に出すことができます。

なぜ二つの基準を持っているかというと、料金が違うのですね。全面広告をするときはこの料金を適用してください、一部広告を利用するときはこの料金を適用しますとなっていまして、それでこのような二重の基準がございます。

次に、名古屋市でございます。

こちらは、1面積の3分の1でございます。

申しわけございませんが、こちらも訂正がございます。

総面積の3分の1の数値で50となっておりましたけれども、1面積の3分の1ですので、1側面55平米として、両側面の3分の1ですと、55平米×2の3分の1で、正しくは37平米です。※3となっておりますが、側面積で考えておりますから、※2が正し

くなりますので、こちらも併せて訂正をお願いいたします。

次に、京都市は、15平米までは自由に掲出して構わないということになっております。 一部の基準としては15平米、さらに、全面利用広告も審査を受けることで掲出可能となっております。

次に、神戸市は、総面積の3分の1なので、50平米までは掲出が可能です。

次に、広島市ですが、実は、今まで札幌市が全国の政令市で一番厳しい基準でしたけれ ども、札幌市に次いで厳しい基準を出しておりました。

広島市は、1側面4平米まで出すことができます。これは、4平米を4個ということではなくて、4個まで出してよくて、その合計で4平米に抑えてくださいというものになります。ですから、両側ですと、8平米までは出していいということになっております。

なお、広島市は、全面広告を認めてはおりません。

次に、北九州市ですが、ここも、広島市のように1側面4平米、2個以内という基準がありますけれども、審査を受けることで車体の10分の3、45平米まで出すことができますので、基準としては非常に大きくなっております。

最後に、熊本市は11平米となります。

札幌市は、現行2.8平米までしか出せないところを、今回、基準を緩和いたしますと、 事務局案では8.4平米まで出せることになります。そうなると、一番厳しいのが広島市 の8平米となっているので、そことほぼ同じになります。ですから、仮に事務局案で基準 を緩和したとしても、全国的に見ると、第三者広告の掲出基準については依然として最も 厳しい部類に入るということがこの資料からわかると思います。

長くなりましたが、説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○林会長 ありがとうございました。

詳しく他市と比較した資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。

それでは、この件に関しまして、札幌市が検討している改正案について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

ただ、細かいことなので、事務局に対して質問がありましたら、まずはそこからだと思いますが、いかがでしょうか。

なければ、随時、ご意見の中で質問ということでもいいと思います。

大萱委員、上遠野委員は経験値もおありですが、この緩和の方向というのは納得できる ようなものだと思うかどうか、大萱委員はいかがでしょうか。

○大萱委員 このサンプルを見ても、確かに厳しいのだなと思います。ただ、その厳しさがいいのかどうか。全体の中でいくと、例えば、活発な都市は割合大き目に、そしてデザインを審査するというような傾向が見受けられますが、私の個人的な考えとしては、どうせ広げるのなら中途半端なことはしないほうがいいのではないかと思います。

というのは、札幌市は、観光都市といいますか、外部からの旅行客あるいは観光客がた くさん訪れると思うのですが、もっとインプレッシブな広告ができるような基準になると いいなと思っています。

だから、このサンプルで見るのは、面積は8.4平米、片面で4.2平米ということですが、一つずつは極めて小さいノーマルサイズなのです。ノーマルサイズのものをぺたぺたと何枚も張っていくことが本当にいいのかどうか、もう少し大きい画面で、デザイン的に自由度が上がってくるほうが、インプレッシブな広告、例えば風景とか、そういうものを取り込むにしても、自由度がいっぱいあって、デザイナーがいろいろ一生懸命できるのではないかという気がしています。

- ○林会長 最初から事務局案をさらに緩和する話ですが、上遠野委員はいかがですか。
- ○上遠野委員 私個人の感想で言うと、0.7というのは非常に小さいので、近くに行かないと見えないのではないかという気がしまして、事務局案の0.7の根拠が何なのか、ちょっとよくわかりません。

僕としては、総和で8.4でも構わないかなと思っています。例えば、外国とかへ行くと、ラッピングが窓に張ってありますが、内側から見ると外は見えていて、自由度はかなりあります。この雪あかりのポスターも、ポスターがいいとか悪いとかの問題ではなくて、ただ四角のものを張るのはいかがなものかなというふうに思っています。創造都市さっぽろをうたっておりますし、デザイナーもかなりいますので、やっぱりJRとタイアップして、可能な限りアグレッシブなアートもしくはデザインを展開できればいいなと思います。〇林会長 今までまとめ役をしていた2人から事務局が困るような話がありましたが、基本的に、やっぱり前広に北海道の経済を考え、札幌市の経済を考えて、でも、景観に配慮した美しい広告というデザイン性をどれだけ広げるか。デザインというのは、やっぱり自由度があればそれだけのものができます。そのかわり、仮審査というか、何かかぶせるものが必要かと思います。

デザインで言うと、新貝委員はどうですか。

○新貝委員 私は、大萱委員の先ほどのお話の中で、どうせ緩和するのだったら中途半端な緩和の仕方をしないでというところでちょっと思ったのですが、むしろ、北海道のほうの屋外広告物の対象外にしたらどうなのかと思うのです。

私はちょっと過激かもしれないですけれども、というのは、JR北海道の車両の表面の広告物がそもそも我々が審査するべき屋外広告物に当たるのかどうか、ちょっと気になりました。この理由書のところに書いてあったように、走っていくものだから視認性がないとか、それから、JRの駅舎の広告を審査するならわかりますけれども、こういうふうに走るものを審査できるものなのか。ちょっと言葉がまとまらないのですが、そういう気がするというのが一つです。

それから、札幌市でこういう規定があって、これが他の地域に走っていたときに、例えば、旭川市にも規定があるのか、ないのか、函館にも規定があるのか、ないのか。これは 千歳空港に行く電車ですから、千歳市にこの基準があるのか、ないのか、ちょっとわかり ませんが、そちらのほうでも審査しなければいけないのではないかと思います。 ○林会長 基本的に、私がまとめずに、まず、皆さんのご意見を伺ってからにしたいと思います。

恐らく、今、事務局がどうまとめるか考えていると思いますが、渡部委員はいかがですか。

- ○渡部委員 今まで広告を出していけないということですが、ほかの電車で、例えば中標 津のほうにルパン電車があったり、旭山動物園号とか、全部ラッピングしている電車があ りますけれども、それは第三者には当たらないということですか。
- ○事務局(鎌田広告物対策担当係長) 今お話がありましたルパン電車は、こんな電車で、 上も下もルパンのキャラクターが描かれているものです。旭山動物園号もそうですが、こ ちらはJRが企画した列車で、自社広告扱いになっております。

実は、札幌市は、ほかの都市に比べると第三者広告は非常に厳しくしていますが、自社 で出す広告については、大きさの基準は問わないで出すことができますので、実は非常に 甘く、ラッピングをすることも可能でございます。

ちなみに、自社広告のほかに、公共広告物を全面で出すことが可能で、3月にウポポイ 列車が走るということが新聞記事に載っておりました。そういったものは公共広告物扱い になって、適用除外で全面ラッピングが可能となってございます。

○渡部委員 ありがとうございました。

全面広告がいいかどうかは別として、千歳空港を行き来するエアポートというのは北海 道に来る観光客の玄関口でもあるし、観光の面からしても結構重要な電車だと思うのです。 せっかく北海道に遊びに来た人が、ポスターがちょこちょことついているような電車に乗 って、果たしていいのかなと私は思います。

それから、このラインを隠してはだめだと言っていますが、東京などのJRを見ると、一応ラインは入っていますけれども、ラインの下まで大きくした広告が出ています。ラインはシートだからこの上に載せてはいけないというのはわかるのですが、とったときにシートに影響がないような張り方とか、そういうふうにして広告面としてはもうちょっと大きく出したりしたほうがいいと思います。

この大きさは、A1サイズよりちょっと大きいぐらいなので、停車しているときに見る 分にはいいかもしれませんが、果たして広告効果となると、ポスターとは違いますから、 もっと大きいほうがいいのではないかというのが私の考えです。

- ○林会長 原口委員はいかがでしょうか。
- ○原口委員 前任の大萱会長にはお世話になっておりまして、ありがとうございます。

資料が来たときに、どういう会なのかなと思って拝見しておりましたが、ざっと読むと、 そのまますとん、すとんと頭に入ってくるのです。これではいけないな、どこかで区切っ て考えなければいけないなと思って、まず、美観ですね。デザイン的な美観の問題と、経 済的な問題と、一般の道民・市民の感情というもの、この三つに分けて考えてみました。

美観に関して言いますと、先ほどからおっしゃられたとおり、小さいじゃないかとか、

私どもの業界からすれば非常にうれしい声で、実は、僕もその意見には賛成なのですね。 今、この車両の形態で、さっき渡部委員がおっしゃったような、ラインを超えて施しては いけないとなると、車両からするとほぼポスターサイズになってきます。しかし、ポスタ ーをぽんぽんと幾つか掲示するよりは、例えば、窓をはみ出したもっと力強い広告だとか、 アグレッシブなものがあったほうが見る人もより楽しいのかなというふうに思いました。 また、走っている最中というのはほぼ見えなくて、視点とは違うという札幌市の説明もよ く理解できました。

また、経済的な面でということでは、僕は文章の読み解きがちょっとおかしかったのかもしれませんが、ご説明を聞いている限りは、屋外広告物ではなく自家用広告物扱いだと。 先ほどルパンのお話もそうですが、本来は自家用ですから、例えば、お米屋さんが自分のところのお米の広告を出すのは自家用広告物ですけれども、JRの車体でルパンだとかほかの広告を出すというのは、僕は、正直に言って、自家用だとは思わないのですね。そうであれば、適用はもっと緩和して、広告物の許可申請もしっかりと行っていただいて、料金も徴収していったほうがよろしいのではないかなというのが僕の意見です。

○林会長 緩和の方向でということでした。

中間でまとめさせていただくと、市が改正案として出されたものに関してはおおむねオーケーではあるけれども、2度、3度と緩和するのではなくて、この機会に一気にどのぐらいの改正をするか、また、そのことをこの審議会から提案することができるのかどうか。ただ、ここは審議するところで、提案するところではありません。ここでは提案されたものの審議ということになりますが、緩和するのであればもう少しという意見です。今までにない形の審議会になっておりますので、お話しになられていない方には申しわけありませんが、話がどんどん進んでしまった後に、それは今できないということになったら困りますから、とりあえず、中間で、そのあたりについて事務局に確認してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(鎌田広告物対策担当係長) 今までは、このような要望があって、その要望に対して、それをはるかに超える緩和をしたという実際の事例はございません。基本的に、景観をある程度重視するとなると、従来はそれなりの規制が必要と考えておりましたので、要望を大きく緩和した上で、それでいいですという返事をしたことはありませんけれども、それが不可能というわけではないと考えております。

○林会長 普通で言うと、まずは、審議会で審議にかけられたものについては、今のところ、よろしいですということになります。しかし、それでは、次の緩和を考えると、余りにもというか、あるいは、皆さんが考えていらっしゃるのは、経済的なこと、デザインの自由性によるもの、あるいは、美しいというのは小さいからいいというわけでもないと思いますので、そういうことを含めて議論させていただいてよろしいでしょうか。

もしかすると次回に持ち越すというか、今はJRが提案されたものに対してどうかという審議ですので、その後に、もう少し緩和の方向で改正するということで審議会から提案

させていただくと。

大萱委員、お願いします。

○大萱委員 多分、事務局のほうでこういう寸法とか案が出てきたというのは、何らかの理由があると思うので、その理由を明確にしていただくほうが審議しやすいのではないかと思います。いきなりこれでどうですかと言われると、さっきのようになってくるのだと思います。経済的な費用の問題とか、JRではどういうデザインのポスターを貼ろうとしているのかとか、割と簡便なことでお考えなのか、そういう事情があるのだと思うのです。ですから、この場で委員にご説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。○事務局(蓮実総務部長) 今の大萱委員のお話については後で事務局からしますけれども、林会長からありました審議会というのは提案できるのかというお話についてです。

条例上は、できないとは言いませんけれども、あくまでも条例上の話で、例えば、市長あるいは市が、許可の基準を定め、または変更しようとする場合に審議会の意見を聞くものとするという謳い方をされています。ですから、提案できないということではなくて、今回、市の説明した案について、今のように、本来はもっと緩和すべきだということを意見として言っていただいて、その上で、最終的にこの改定自体はよしとするということもありです。また、それを参考に我々も深掘りをして、皆さんの手間をかけますが、次にまたもうちょっと緩和するように考えるかということはあり得ます。ただ、その提案を受けて、それをそのまま市長が基準化するというのは、条例上はそういう手順になっていないということです。

○林会長 ありがとうございます。

これは難しいと思います。札幌市側も、文章化した提案を崩してというのは大変だと思います。私も心情はよくわかります。

ただ、報告書に残ることと、原口委員あるいは大萱委員が始まった話について、方向性 としての提案ということもあります。それと同時に、皆さんは、経済のことやデザイン性 のことを考えていらっしゃるということを今後しっかりと伝えたいと思います。

ほかの委員にも意見をお伺いしたいと思いますが、小林委員はいかがでしょうか。 〇小林委員 全面ラッピングみたいなことができれば、それはそれでインパクトがありま すし、非常にいいことだと思います。

ただ、これが商品になりまして、JRのほうで値づけをどのぐらいにされるのか、よくわかりませんし、全面ラッピングはある程度の長い期間でやっていないと認識されないといますか、そういった媒体だと思うのです。そんな中で、今回のJRのドアの横のところというのは、ドアの前に並ばれてそのあたりしか見ない方に向けてのもので、走っているときに見えるものではないと思います。昔、JRタワーのオープンのときに、黄色い吹き出しの広告がJRの車体広告で展開されたと思いますが、あれはすごくよかったと思っています。ですから、見る範囲を考えて売り出されるのかなと思っていて、全面ラッピングと今回のものとはちょっとジャンルが違うといいますか、同じ車体広告でも考え方は違う

のかなと思っております。

それから、それを売り出したときに、私どもは広告代理店ですので、お得意様に紹介してそれを売らせていただくのですが、値づけによって売れないものも当然ございます。そのあたりでは、車体広告としての幅があったりするとすごく売りやすかったりしますので、JRにはそんなことも考えていただけるとありがたいと思います。

- ○林会長 それでは、外﨑委員、お願いします。
- ○外崎委員 私は行政のほうなので、我々が許可するときには、いろいろな基準があって、 その基準に基づいてやっております。ただ、先ほど大萱委員が言われたように、何か理由 があると思いますが、今回も基準というのが必要なのかなと思います。

それから、コマーシャルなので、そういうコマーシャルのポスターが大きいと余り美しくないのかなというか、行政のほうとしてはそう考えてしまうところがあります。大きいほうがいいということはあるでしょうけれども、どうなのかなという感じもしております。 〇林会長 水落委員、お願いします。

- ○水落委員 今回の要望に対する改正案ですが、私は、札幌市で作成した資料にあるとおりでいいのではないかと思っています。
- ○林会長 堀田委員、お願いします。
- 〇堀田委員 最初に資料を送っていただいて、こんな感じという JRのイメージ図を見たときに、私がすごく違和感を覚えたのは、6 号車と 1 号車に小さいサイズのものが 3 枚連続で張ってある場所があって、こんなふうに細切れにされるぐらいなら、平米数でいいのではないかと直感的に思いました。もし私がデザイナーとして受注したら、この 3 枚を一つにうまく組み合わせて構成するようなご提案を絶対にしてしまうと思うので、だったら、各車両何平米みたいのでいいのかなと思いました。
- ○林会長 後で確認しますけれども、堀田委員の意見は、基本的に平米で計算するか、それとも、個数を掛ける今の基準で計算するかということになりますね。
- ○堀田委員 1カ所 0.7 平米という枠は要らないのではないかと思ったということです。 ○林会長 それは、後でまた事務局にお尋ねしますが、ここの平米数というのは、ある種 の提案の中で、それを前広に言うと個数で言わないで平米数で展開することはできるのか なと思います。

飯塚委員、お願いします。

○飯塚委員 私も、今、堀田委員がおっしゃったことを考えていました。3枚がつながっているところを一つにできたら大分違いますね。ですから、今、改正後8.4平米という数値がよければ、平米数で決めるということもありだなと思いますし、もし今後さらに検討できるのであれば、さらに自由度を増すようなことができるといいかなと思いました。

さっき、どなたかがおっしゃったのですが、移動するものだから、移動した先はどうなるのだろうという話です。例えばエアポートだったら、千歳市とか恵庭市とか、そういうところでは何か決まりがあるのでしょうか。参考までに伺えればと思います。

- ○事務局(鎌田広告物対策担当係長) JRの車体の第三者広告に基準を設けているのは、 北海道では札幌市のみでございます。ですから、ほかの都市を走る列車についてはそうい った制限を受けないということでございます。
- ○林会長 まとめる側ですが、古谷副会長からもお願いします。
- ○古谷副会長 まず、条例といいますか、こういう形では数字でまとめるしかないのだろうというふうに思ってはいるのです。ただ、先ほどからいろいろとご意見が出ているのと同じように、ここは景観を考える委員会なので、景観を考える上ではサイズだけでは話ができなくて、やはりデザイン性とか、同じ面積を活用していただくにも、例えば車両の外にポスターが張られているような状況で本当にいいのだろうかという考え方です。

例えばバスと電車に関してはガイドラインがありまして、ガイドラインですから聞いていただけるかどうか、全てではないですが、そういうものを通して一応のやりとりができるようになっているのですね。

ですから、要望としては、JRの中で、単純に広告枠として考えるのではなく、車両デザインということを考えていただいて、やっぱり鉄道ファンも喜べるように全体的な車両デザインということを重視して、大げさな言い方をすると、社内での審議会なり検討会を設けてこのスペースを有効に活用していただければ、私も、スペースとか数ということでの縛りはもっと自由があっていいと思っています。

○林会長 私の個人的な感情をこうした会議で言ってはいけないでしょうけれども、大萱 委員から会長を受け継いだ初めての会議で、こんなふうになるとは思いませんでした。

まず、基本的に、事務局の側から言えば、一つ一つ解決していかなければならないというか、処理という言葉はよくないですけれども、私も、処理していかなければなりません。 そこで、その第一歩ですが、まず、事務局の提案に対して、皆さんは不足だということですから、緩和については認めるということかと思います。

それから、会長には権限がないかもしれませんけれども、まとめた意見については、報告書に記載していただいて、それで読み取っていただくのですが、改めて、念を押すために申し上げますと、こういう行政の審議審議会というのは、やはり、なるべく簡素に、かつ、何回も繰り返しやるのではなくて、1回、2回で終わらせて、次の札幌市の発展のために我々が知恵を絞るというのが審議会に選ばれた委員の責任だと思います。そういう意味では、札幌市の景観を考えてもっと前広に緩和していいのではないかという考えですが、これは、今回、事務局が非常によくまとめていただいたデータが委員の意見を動かしているのだと思います。

それから、総務部長がおっしゃられたように、現状において、オリンピックなどが行われていくことに対して、札幌市、北海道は、広告業を含めて、やっぱりそれをつかまえていこうという思いも皆さんの中に共通してあると思います。

それから、恐らく現実の問題があると思うので、僕の推測では、ここをやってきた人間 としては、やはりニーズに対して今応えられることはこのぐらいだろう、だから、まずは これぐらいのサイズで広げてほしいという要望だったように推測いたします。

ただ、広告というのは、電通もいらっしゃいますし、専門の方もいらっしゃいますが、 自由であるからこそ、逆にどんどん活発になってくるというところもあります。問題は、 景観の問題とぶつかるところをどういうふうにするかということになるのではないかと思 います。

ちなみに、車体広告のデザインのガイドラインというのは、どこの部署がやっているのですか。

- ○事務局(鎌田広告物対策担当係長) 私どもの部署でやっております。
- ○林会長 ということは、いわゆる要審査ということが各自治体でもありますが、この審議会では、それに対してそういう役割を果たせるものなのかどうか、皆さんもちょっと気になるところだと思いますので、ちょっと聞かせていただきたいのです。
- ○事務局(鎌田広告物対策担当係長) 別紙2を見ますと、要自主審査とか要審査といったものがございます。ただ、自主的に審査してください、また、我々行政の目で審査しますというものは、基本的には、全面ラッピング、もしくはそれに準ずるもののみを対象としておりまして、それ以外の一部広告にまで認めると、逆に、何で車体だけはここまで厳しくて、普通の看板はそこまで審査しないのかというように、どうしてもほかとの絡みが出てしまうところがございます。

同様に、今、皆様のご意見で、平米数で認めたらいいのではないかというお話がございました。こちらも、確かに、各政令市を見てみますと、車体の何分の1以下とか何平米までいいとか、そういったものがございますが、別紙1を見ていただきますと、例えばバスとか市電につきましても、札幌市は、平米数ではなくて、縦何メートル、横何メートルという感じになっているのです。そうすると、JRだけ平米数を認めてしまうと、例えばバス業界から、JRは平米でいいのに、バスは何でこういう縛りなのかとかいう話にもなりかねませんので、各バス会社とも調整を図らなければいけなくなってしまいます。

今回、JRの0.7平米というのは、平成14年改正時の広告が縦0.85、横0.75だったので、0.7平米にしましょうということで、もともとあるものを生かしたものでしたから、これを少し緩和してもそこまでのハレーションが起きないと考えております。しかし、それを大幅に改正するとなると、ほかの業界に対しても配慮したり、いろいろな業界団体と折衝しなければいけなくなりますので、それらを踏まえた事務局案ということでご理解いただけると助かるなと考えております。

- ○林会長 今の事務局案に何かご意見がありましたらお願いします。
- ○上遠野委員 2件あります。

今、バスと市電というのは、いわゆる20世紀的なポスターの掲示の形態です。今はも う違いますよね。サイネージからいろいろなものが出ていますので、これも直さなければ いけないのではないですか。

それから、きょうの議題の中では、これがいつ発布されて実効性を持つのかという話が

出てきませんでしたが、近々にオリンピックもあるし、冬には国際芸術祭もありますので、 札幌市にはウエルカムする姿勢が必要かと思っております。そこに焦点を合わせて、でき るだけ緩和というか、デザイン的にいい方向へということですね。

あとは、先ほどは言いませんでしたが、やっぱりJRは非常にきついであろうということで、収益をばんばん上げさせたらいいのではないかと思います。その辺を念頭に、もう一回、皆さんに検討してほしいなと思っております。

○林会長 ありがとうございました。

課長が非常に悩ましい顔をしていらっしゃいますけれども、どこが提案主体になるかというのは非常に難しいと思います。提案主体があれば、こういう審議会を開いていただけると思うのです。オリンピックとか、オリンピック以降も次の札幌オリンピックもありますから、JRとかが率先してリーダーシップをとって早々に提案をしていただいて、改めて審議できればなと思います。

こんな不思議なまとめ方をしていいのかどうかわかりませんが、やっぱり、我々は審議をすると委員だと思いますので、提案者がないのに我々委員が提案してもちょっとおかしなことになると思います。それは十分にわかっていますので、課長、心配しないでください。

それでは、今日のまとめは、審議会としてこの改正案に対して認めることとさせていた だきます。

最後に、大萱委員と上遠野委員は今回で引退されると聞いております。ここでまた意見が出て慰留をしてもまた事務局も困ると思いますが、お二人には、本当に長い間、ご苦労さまでした。

ここで、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○大萱委員 実は、17年間、務めさせていただきました。ここ数年は、老害ではないですが、長くやるというのは決してよくないなと思っていました。このシステムは、どんどんつながっていって、委員の方たちから積極的にご意見をいただくというのがやっぱりあるべき姿だなと特に最近は思っております。それで、この3月でぜひ辞退をしたい、そして新しい方にやっていただくのが組織としては当然のあり方だというふうに考えました。

私も、個人的には、松前のお城の復元のお手伝いをずっと二十数年やってきたものですから、その仕事がいよいよまた新しく動き出すということで、私の専門でもありますし、 年も年ですから、できるだけそちらのほうに力を割いていきたいと思っている次第です。

委員の皆さんには、大変長い間、本当にお世話になりました。特に、林さん、古谷さん、飯塚さんもそうですが、中には難しい審議もありましたけれども、何とか務め上げることができて、私としては、十分というか、目いっぱいに務めさせていただいたと思っております。

これからは、皆さん、どうぞ、今までにも増して活発にご意見をいただきたいと思います。今日は最後ということで、どうも私はとんでもない発言をしたようで、事務局にもご

迷惑をおかけしたと思います。特段にわけがあったわけではなく、この話を聞いたときからずっと心に残っていたものですから、公に話させていただいた次第です。

本当に、どうもありがとうございました。

皆さんのご活躍を祈っております。また、何か飲み会でもあれば、誘っていただけたら 喜んで参加したいと思います。(拍手)

○林会長 ありがとうございました。お疲れさまでした。

上遠野先生もお願いいたします。

○上遠野委員 実は、私は、林会長、古谷副会長より新しいのです。それほど長くないですが、この委員会に参加させていただいていろいろなことがわかりまして、やはり人の安全が一番大事かと思いますし、もともとはそこから始まったと思います。

それから、こういう景観の問題として、ヨーロッパあたりから見ると看板は相変わらず多いですが、すすきのはすすきのの看板でいいなというふうに個人的には思っていて、あそこを市電が通って、それが映画などになってくれればいいなと思っております。JRも、やっぱり、創造都市さっぽろという観点から何がいいのかと、ただ大きければいいとか、小さければいいという問題ではなくて、専門家の皆さんがいますので、どういうところで美意識を養成できるか。JRにもデザイン室がありますので、機能的に動いていただいて、いい塩梅でやってもらって、JRも儲かっていただければ一番いいなと思います。

北海道のJR線を本州に重ねると納沙布岬から岡山ぐらいまでありますが、これを維持しているというのは非常に大変で、今後、地方自治体と連携しながら鉄道を維持しなければいけません。しかし、JRタワーだけで儲かっているような状況ですから、こういうふうにしてお金を稼ぐようにしてあげたら札幌らしいのではないですか。だって、ほかは規制していないわけですから、いっそのこと、撤廃までと。そんなことを言ってはいけませんが、それでもいいかなと思っております。

ちょっと大きなことを言いましたが、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○林会長 ありがとうございました。

それでは、今日の審議の締めとして、改めてお諮りいたしますけれども、札幌市においては、各委員の意見を参考に、提案のあった基準改正案について進めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○林会長 ありがとうございました。

それから、私は今日会長になったばかりですが、会長の権限ということで、今日の会議は、やはり札幌の街を良くしたい、札幌の経済を良くしたい、北海道の経済を良くしたいという皆さんの思いと、安全で美しい広告の中で、北海道のいい暮らし、道外に向けても自慢できる暮らしを提案したいというのが委員たちみんなの思いだと思います。そういう中で、オリンピック、次に抱える問題についても大萱先生と上遠野先生に宿題を渡された

と思っておりますので、できれば次の機会にでも、私が提案するわけにはいかないと思いますが、緩和のことも含めて、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今日は、長い時間、ありがとうございました。

これで、審議を終わります。

事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

○事務局(鎌田広告物対策担当係長) 最後に、一つ訂正がございますので、それだけお話しさせてください。

北海道の条例でございます。北海道、旭川、小樽、函館でございますが、JRの車両については、屋外広告物の対象外ではなく、屋外広告物でありますけれども、適用除外となって、第三者広告でも自家用広告でも掲出は可能ということでございました。ただし、北海道ではないところ、別紙2の岡山などは対象としては入っていないということでございます。

そこだけ訂正させていただきます。

6. 閉 会

○事務局(小林道路管理課長) 長時間にわたってご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回屋外広告物審議会を終了させていただきます。 本日は、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございました。

以 上